

平成 27 年度
犬山国際交流協会通常総会

日時：平成 27 年 5 月 16 日（土） 午前 10 時

場所：犬山国際観光センター「フロイデ」多目的研修室

犬 山 国 際 交 流 協 会

INUYAMA INTERNATIONAL ASSOCIATION

平成 27 年度犬山国際交流協会通常総会次第

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 来賓挨拶
4. 総会成立宣言
5. 議長選出
6. 議事録署名人選出
7. 議事
 - (1) 報告第 1 号 平成 26 年度犬山国際交流協会事業報告について
 - (2) 認定第 1 号 平成 26 年度犬山国際交流協会収支決算書について
 - (3) 報告第 2 号 平成 26 年度犬山国際交流協会監査報告について
 - (4) 議案第 1 号 犬山国際交流協会新役員の選任について
 - (5) 議案第 2 号 平成 27 年度犬山国際交流協会事業計画（案）について
 - (6) 議案第 3 号 平成 27 年度犬山国際交流協会予算（案）について
8. その他
9. 閉会

会議事業に関すること

・通常総会 平成26年5月24日(土)

・理事会

各種事業の実施計画の審議、実施結果の評価及び反省点の明確化を図った。
これにより、各種事業内容の改善を図るようにした。

第1回	平成26年	4月25日(金)	第6回	平成26年	12月16日(火)
第2回	平成26年	5月15日(木)	第7回	平成27年	1月6日(火)
第3回	平成26年	6月19日(木)	第8回	平成27年	3月4日(水)
第4回	平成26年	8月28日(木)	第9回	平成27年	3月30日(月)
第5回	平成26年	10月20日(月)			

計9回

受託事業に関すること

□ **国際交流推進事業**

国際交流を進めるために、個人や団体の活動を支える事業を実施した。

・日本語教室の開設

開催日時:毎週日曜日 午前10時～午前11時45分

開催日数:45回 クラス数:3(ゆめ、ほし、はな 各クラス) 延562名参加

開催場所:犬山国際観光センター

交流会実施:平成26年9月14日(日)参加16名 平成27年3月22日(日)参加21名

日本語教室の学習者向け情報チラシ(隔月20部発行)

・ボランティア活動支援

実施期間:平成26年4月1日～平成27年3月31日

活動助成:11グループ、ボランティア保険の加入:11グループ(203名)

・多言語情報誌発行事業

在住外国人の生活に必要な情報を多国語(6言語)に翻訳し、発行・配布する事業を実施した。

日本語、英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語、タガログ語

ニュースレター発行、翻訳(Inuyama Newsletter)

発行月:6月(76号夏号)、9月(77号秋号)、12月(78号冬号)3月(79号春号)

翻訳スタッフ:40名

・国際交流員企画事業

国際交流員で、ドイツ人のラウラ・ヨーネンさん(犬山市地域活動推進課)に依頼し、講演会等を開講した。

- ・講演会「ラウちゃんのつぶやき」国際交流員の裏話
- ・オクトーバーフェスト
- ・国際交流合唱団 等

・多文化共生推進員企画事業

多文化共生推進員で、大島ヴィルジニア・ユミさん(犬山市地域活動推進課)による企画をもとに、生活に必要なスキルや知識、情報を伝える事業を実施した。

〈在住外国人のための『無料健康相談会』〉

開催日:平成26年10月26日(日)午後10時30分～

協力:外国人医療センター(MICA)、募集人数50名、参加者15名

〈多国籍料理事業〉

平成26年11月23日(日) フロイデまつり出展・販売の打ち合わせ(9名)

平成26年12月5日(金) ペルーのヘルシージュースづくり(9名)

平成26年12月7日(日) フロイデまつりで実践(9名)

多国籍料理コーナーでペルー料理を提供

・国際貢献事業

〈エコキャップ運動の実施〉

・平成26年度合計持ち込みエコキャップ:297,990個 4回 693 Kg ワクチン 346名分

・小牧市 誉高校生徒さんのボランティアによる選別作業 8回 延べ45名

□ コミュニティ通訳者養成事業

〈コミュニティ通訳養成講座1回～3回〉

第1回 :平成26年6月15日(日)

コミュニティ通訳の心得・倫理について

第2回 :平成26年6月29日(日)

行政の窓口業務(健康推進課/保険年金課/子ども未来課)について

第3回 :平成26年7月13日(日)

分野別文書の翻訳

受講者総数48名(ポルトガル語14名、英語13名、中国語9名、スペイン語8名、

タガログ語4名)

〈講座後の認定試験〉

平成26年9月28日(日) 受験者:35名

17名を通訳士として認定(英語4名、中国語4名、ポルトガル語3名、スペイン語4名、タガログ語2名)

□ フロイデまつり

「世界の人と友達になろう！」をテーマにして、フロイデまつりを開催し、会員、市民、在住外国人相互の親睦と融和を図る事業を実施した。

開催日:平成 26 年 12 月 7 日(日) 参加人数:約 1,000 名

□ 世界の TEA・TIME

開催日:平成 27 年 2 月 1 日(日) 参加人数:約 150 名

□ 青少年交流育成事業

市内中学生を海外派遣し、交流体験を通して、国際感覚豊かな人材育成を図るための派遣事業を実施した。

・ドイツ連邦共和国へ派遣(2都市でのホームステイ)

開催日:平成 26 年 10 月 8 日(水)～ 15 日(水)6泊 8 日

訪問先:ドイツ連邦共和国(友好都市ザンクト・ゴアルスハウゼン市、ハレ市)

参加人数:市内中学生 4 名

自主事業に関すること

□ 語学講座開催事業(前期・後期 各 10～15 回)

国際交流に必須の多国語講座を開催し、国際交流のための基礎力アップを図る事業を実施した。

年間受講者数:538 名

講座コース	講座回数	年間受講者数	1講座受講者数
英会話講座(基礎・初級・中級・上級)	半期 10講座	263名	13名
ポルトガル語(入門・初級)	半期 2講座	13名	3名
スペイン語(初級・中級)	半期 2講座	25名	6名
韓国語(基礎・初級・中級・上級)	半期 4講座	142名	17名
中国語(入門・初級)	半期 3講座	36名	6名
ドイツ語(基礎・初級・中級・上級)	半期 4講座	59名	7名

□ 特別事業

国際交流事業を推進するための「協会主催事業」として、人材育成及び国際的支援にかかわる事業を実施した。

・美術館講座(名物館長と味わう美術館の魅力)

第1回 開催日:平成 26 年 10 月 4 日(土) 午前 10 時 30 分～午後 4 時 30 分

場所等:岐阜県美術館 熊谷守一展鑑賞 25 名参加

第2回 開催日:平成 27 年 2 月 24 日(火) 午前 9 時～午後 4 時

場所等:名古屋ボストン美術館 華麗なるジャポニズム展鑑賞 25 名参加

・ドイツワイン講座

開催日:平成 26 年 11 月 30 日(日) 正午～午後 2 時

場所等:フロイデ 2 階研修室 27 名参加

ソムリエの入山泰之氏を招き、アイスワインの楽しみ方、試飲等を実施した。

・岡部敬太郎氏リサイタル

開催日:平成27年1月18日(日) 午後2時～午後3時30分
場所等:フロイデ4階フロイデホール 224名参加
バリトン歌手・岡部敬太郎氏によるリサイタルを実施した。

・竹田恒泰氏 講演会

開催日:平成27年3月14日(土) 午後2時～午後3時30分
場所等:フロイデ4階フロイデホール 308名参加
各種メディアで幅広い分野での提言をして活躍中の竹田恒泰氏より、「世界の中の日本を知ろう」という演題にて講演を開催した。

□ 広報事業

広報掲載日	掲載内容
平成26年4月1日号	前期語学講座
平成26年8月1日号	通常総会、台所からの国際交流、エコキャップ
平成26年9月1日号	後期語学講座、美術館講座
平成26年11月15日号	フロイデまつり
平成26年12月15日号	岡部敬太郎氏リサイタル
平成27年1月15日号	美術館講座
平成27年2月1日号	竹田恒泰氏講演会

その他各事業の実施につき、都度広報に掲載した。

・協会ホームページリニューアル

協会のホームページをリニューアルし、内容の充実を図った。

□ 補助支援事業

来訪外国人のホームステイを推進し、相互理解と交流を深める事業を実施した。
国際交流活動の活性化を図るために、犬山国際交流振興助成金を交付した。

○ホームステイ支援

- ・平成26年8月7日(木)～8月9日(土) 22名来犬
第29回草屯童子軍交流事業(犬山ボーイスカウトと台湾の草屯童子軍との国際交流事業)に対して助成金を交付した。
- ・平成26年8月31日(日)～9月1日(月) 8名参加
姉妹都市Davis、訪米文化交流事業実施に対して、犬山-Davis友好交流協会FODへ助成金を交付した。

○交流振興助成

- ・平成27年4月1日(水)～4月9日(木) 66名来犬
ニューヨークブルックリン・ザバーリアン高校生の犬山交流の旅実施に対して、Bブリジッスへ助成金を交付した。

○JICA助成事業

青年海外協力隊(インドネシア派遣)に対して助成金を交付した。

所属 ボランティアグループの主な事業

各ボランティアグループから提供された活動実績は以下のとおりで、IIA活動全体の発展に重要な役割を担った。

□ ワールドフレンズ*

例会(毎月第2火曜日午前10時より開催、場所:フロイデ 計12回、各6名)
フロイデまつり参加(12/7 6名参加)

□ 犬山ニュースレター(Inuyama Newsletter) * 会員数40名

- Newsletter 発行
76号、77号、78号、79号 計4回発行した。
在住外国人の生活に必要な情報を多国語(6言語)に翻訳し、発行・配布した。
言語:日本語、英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語、タガログ語
発行月:6月(76号夏号)、9月(77号秋号)、12月(78号冬号)、3月(79号春号)
翻訳スタッフ:40名
- 通訳ボランティアグループと共催で英会話サロンを開催(前・後期各10回)

□ Bブリッジズ * 会員数3名

- 第1回ホストファミリー説明会
平成27年2月8日(土) 犬山市役所205会議室 50名参加
- 第2回ホストファミリー説明会
平成27年3月14日(金) 犬山市役所205会議室 56家族参加

□ FOD(犬山・デービス友好交流協会) * 会員数40名

- 理事会開催
5月18日(日)、8月17日(日)、9月28日(日)、11月16日(日)、1月25日(日)、3月22日(日)
計6回開催
- 姉妹都市交流事業
犬山-Davis文化交流 in Davis 8月30日(土)~9月4日(木)
昼と夜の2回にわたり、「日本の伝統的小学校唱歌の紹介」のテーマで数々の歌をエレクトロンの演奏で紹介した。「さくら、さくら」を参加者全員で合唱した。
- フロイデまつり参加 12月7日(日)
「自転車とエコロジカルな町デービス市」の紹介。写真パネル、冊子にて解説
- 姉妹都市交流事業
Davisからのゲスト:平成27年2月5日(木)~2月10日(火) 8名来犬
犬山市内~名古屋市内~美濃市 ~京都市内をFODメンバー及びホストファミリーで見学

□ 犬山日本語教室 * 会員数8名

- 日本語教室の開催(毎週日曜45回) 参加人数:延562名
- 学習者国別:中国、インドネシア、フィリピン、ベトナム、ブラジル等
- 交流会:(9/14 茶道体験、3/22 小唄発表)
- フロイデまつり参加(12/7)
- 会報「にほんごいぬやま」の発行(毎月約20部程度発行) 平成26年4月~平成27年3月

□ 台所からの国際交流 * 会員数 6 名

場所:南部公民館

- ・平成 26 年 6 月 14 日(土) 齊藤ナサニエルさんを講師にアメリカンクッキー作り 19 名参加
- ・平成 26 年 9 月 16 日(火) ボランティア自主練習 6 名参加
- ・平成 26 年 10 月 5 日(日) 武さんを講師に中国料理 19 名参加
- ・平成 26 年 12 月 15 日(月) ボランティア自主練習 5 名参加
- ・平成 27 年 1 月 24 日(土) ラウラ・ヨーネンさんを講師にドイツ料理 25 名参加

□ HPクラブ * 会員数 23 名

- ・初心者に対してパソコン操作指導(IIA会員のみ)
(毎週火曜日午後 1 時～午後 3 時 IIAプラザ 各回の参加者平均:20 人 延 800 名)
- ・フロイデまつり参加(12/7) 名前シール作成、名刺作成など実施

□ IKひろば * 会員数 25 名

- ・4月 26 日(土) 韓国・ドイツの家庭料理で交流 南部公民館 29 名参加
- ・10 月 25 日(土) 秋の国内視察 韓国にゆかりのある大阪コリアタウン、鶴橋 40 名参加
- ・フロイデまつり参加(12/7) 販売展示(韓国観光紹介) 10 名参加
- ・世界の TEA・TIME(2/1) 韓国の茶文化の説明 10 名参加

□ フロイデ応援団 * 会員数 17 名

フロイデまつり(12/7)、世界の TEA・TIME(2/1)に参加

□ 国際・理解協力 * 会員数 16 名

フロイデまつり(12/7)に参加

□ 犬山グッドウィルガイド * 会員数 44 名

1. ボランティアガイド

名 称	実施日	場 所	参 加 者	実 施 内 容
待機ガイド	通年	犬山城	ゲスト：1126 メンバー：300	フリーで訪れた外国人のお客さんに対し、犬山城及び周辺を外国語で案内した。多くのお客さんに犬山に対する良い想いを持ち帰って頂いた。
要請ガイド	通年	犬山城・ ミュージアム等	要請：37 件 ゲスト：471 メンバー：106	IIA 経由/ホームページによる予約ガイド 【特記事項】 在名古屋の大学の留学生オリエンテーションや ESD ユネスコ世界大会エクスカーション等のイベントで、日本文化・歴史の紹介をした。

注) 集計の都合上、平成 26 年 1 月～12 月の実績をもって、年度実績に代えています。

2. 一般市民向け「国際交流理解」に関する活動

名 称	実施日	場 所	参 加 者	実 施 内 容
「英語講演会」 (IIA 後援)	9/20	フロイデ	65 (含来賓;5, スタッフ;11)	元中学校 ALT・塾講師のアメリカ人アンドリュー・ゲーブ氏により「英語上達の近道とは？」と題して講演会を開催し、一般市民の皆さんが英語と触れる機会を提供した。
「英語で犬山城」 (IIA 後援)	11/8	犬山城	21 (内メンバー;6)	一般市民への IGG 活動紹介とメンバー間の相互研鑽を兼ねて英語でお城を案内した。参加の動機：「外国人の友人を案内したい」「オリンピックに向けて勉強したい」等。
「英会話サロン」 (ニュースレター共催)	通年	フロイデ	20	英語による自由な会話を通して、英語に慣れ親しむ機会の提供をした。

3. 教育・研修

名 称	実施日	場 所	参 加 者	実 施 内 容
研修会	5/31	名古屋城	14	AGGN（愛知善意ガイドネットワーク）メンバーの英語ガイドにより、名古屋城・本丸御殿及びガイド方式を研修した。
ガイド資料作成	9/9 製本完	フロイデ	編集委員：6	2年以上にわたり調査・議論の結果、5冊目のガイドテキスト「犬山のからくり」が完成した。
入会希望者への ガイダンス	都度	犬山城	希望者；13 (→入会者；7) 対応メンバー；26	入会希望者に対し、活動内容を資料とガイドデモンストレーションにより説明した。 (IIA 経由又は HP を見ての問合せ) 入会後は数回の同行研修を経て活動した。

4. 特別活動

犬山祭保存会冊子「犬山祭・からくり解説集」の英文併記を伴う改定に際し、英文の説明文作成を担当した。

5. その他

- (1) ホームページをリニューアルし、セキュリティの向上を図った。
- (2) 「ガイド要請」「入会申請」をスマホ・タブレット端末から直接入力できる様、オンライン入力フォームを追加した。

平成26年度 犬山国際交流協会 収支決算書

収入総額 13,671,426 円

支出総額 13,150,261 円

次年度繰越額 521,165 円

収入の部

(単位:円)

科 目	予算額	収入済額	比較増減	説 明
1. 会費	1,300,000	1,303,000	3,000	会費 個人410口 ×2,000円 家族12家族×4,000円 賛助会員(法人等)87口×5,000円
2. 補助金	4,295,000	4,295,000	0	運営補助金 4,295,000
3. 委託金	3,544,000	3,115,870	△428,130	国際交流推進事業委託金 859,638 国際観光センター自主事業委託金 835,475 青少年交流事業委託金 1,029,825 コミュニティ通訳育成事業委託金 390,932
4. 諸収入	3,001,000	3,616,432	615,432	語学講座受講料 3,072,000 預金利子 636 その他収入 543,796
5. 繰越金	1,341,124	1,341,124	0	前年度からの繰越金 1,341,124
合 計	13,481,124	13,671,426	190,302	

支出の部

(単位:円)

科 目	予算額	支出済額	比較増減	説 明
1. 会議費	310,000	292,290	△ 17,710	総会 271,920 理事会 16,840 運営委員会 3,530
2. 受託事業費	3,544,000	3,127,789	△416,211	交流推進事業 871,557 国際観光センター自主事業 835,475 青少年交流事業 1,029,825 コミュニティ通訳育成事業 390,932
3. 自主事業費	5,657,000	5,647,269	△9,731	補助支援事業 188,578 語学講座開催事業 3,648,833 広報事業 85,428 特別事業 1,724,430
4. 事務費	3,920,000	4,082,913	162,913	人件費 3,820,432 旅費 4,535 需用費 128,389 役務費 27,132 備品購入費 94,425 負担金 8,000
5. 予備費	50,124	0	△ 50,124	
合 計	13,481,124	13,150,261	△330,863	

財産目録調書

平成 27 年 3 月 31 日現在

1. 預金

三菱東京 UFJ 銀行 犬山支店(普通預金)	521,165 円 (1,341,124) 円
愛知北農業協同組合 犬山支店(普通預金)	0 円

2. 在住外国人支援基金

三菱東京 UFJ 銀行 犬山支店(普通預金)	864,598 円 (859,390)
------------------------	------------------------

3. 犬山国際交流協会 20 周年特別積立金

三菱東京 UFJ 銀行 犬山支店(普通預金)	3,000,765 円 (3,000,295)
------------------------	----------------------------

※参考として前年の決算時は()とする。

平成 26 年度 在住外国人支援基金 収支報告書

収入の部 (単位：円)

項 目	金 額	備 考
前年度繰入	859,390	
貸付金返金	5,000	
利息	208	
合 計	864,598	

支出の部 (単位：円)

項 目	金 額	備 考
貸付金	0	生活支援金貸付
合 計	0	

(単位：円)

差引き収支	864,598	
-------	---------	--

平成 26 年度 犬山国際交流協会 20 周年特別積立金 収支報告書

収入の部 (単位：円)

項 目	金 額	備 考
前年度積立金	3,000,295	
利息	470	
合 計	3,000,765	

支出の部 (単位：円)

項 目	金 額	備 考
	0	
合 計	0	

(単位：円)

差引き収支	3,000,765	
-------	-----------	--

会計監査報告

犬山国際交流協会会則第15条第4項の規定に基づき、平成26年度犬山国際交流協会収支決算及び関係証拠書類の監査を平成27年4月27日に行った結果、いずれも適正にして正確に処理されていることを認めます。

平成27年4月27日

犬山国際交流協会

監事 米澤 邦弘

監事 大鹿 俊雄

(印影省略)

平成 27 年度 犬山国際交流協会役員(案)

【新役員候補】

任期:平成 27 年 5 月 16 日～平成 28 年 3 月 31 日

役 職	氏 名
理事	棚 瀬 尚 子

【現役員】

任期:平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

役 職	氏 名
会長	高 木 幸 代
副会長	日比野 勝
副会長	井 戸 則 雄
理事	牛 田 豊
理事	岩 田 紗 枝
理事	亀 井 明

【顧問】

役 職	氏 名	所 属
顧問	山 田 拓 郎	犬山市長
顧問	原 欣 伸	愛知県議会議員
顧問	林 進	前会長

平成 27 年度 犬山国際交流協会事業計画（案）

今年度、犬山国際交流協会は設立 20 周年を迎えます。

20 年前と今とでは、私たちを取り巻く社会状況は大きく様変わりしており、世界における日本の立場や役割にも変化が表れております。しかし、人と人との交流には昔も今も変わらない真理があると信じ、活動を続けて参りました。

自らを静かに見つめ、誇りを失わないこと。相手を理解しようと努め、尊重すること。互いが互いを思い合う柔軟な思考力や豊かな想像力があれば、様々な違いを認めつつ交流を深めることが可能でありましょう。

設立の初心を思い起こし、且つ現状に適応しながら、地域の皆様と共に人を知り、世界を知り、おおらかな国際感覚を養う事業を重ねていく所存です。

20 年という節目の年を今後に繋げていけるよう、未来へ希望を託し、広い世界観を持つ青少年の育成にも可能な限り尽力したいと存じます。

どうぞ今年度も更なるご支援を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

1. 受託事業

区 分	実 施 内 容	実 施 予 定
国際交流推進事業	日本語教室開催	4月～3月 毎週日曜日
	多言語情報誌発行	年4回 春・夏・秋・冬号
	国際交流員企画事業	
	多文化共生推進員企画事業	
	国際貢献事業	
	ボランティア育成事業	
フロイデ祭り	外国文化紹介等	12/13 予定
青少年交流育成事業	市内在住中学生海外派遣	10月中旬 (8日間)
コミュニティ通訳育成事業	コミュニティ通訳育成	7月～10月

2. 自主事業

区 分	実 施 内 容	実 施 予 定
語学講座開催事業	英語・韓国語・中国語・ドイツ語スペイン語・ポルトガル語の6講座を実施 (市民が気軽に語学に親しめる機会の提供と相互の交流)	前期：5月～8月 後期：10月～2月
特別事業	20周年事業 記念講演会 フロイデ祭り 等	5/16 12/13 予定 等
	国際交流推進事業、市民交流事業、国際理解事業の実施	美術館講座、ワイン講座等
	多文化共生事業 (多文化交流事業等)	犬山里山学センターにおいての交流イベント等
国際貢献事業	国際支援事業 (諸外国の貧困、自然災害等に対する募金活動等)	4月～3月 通年
	協会の人材育成事業 (国際交流ボランティアの人材育成及び自立支援事業)	
その他事業	協会会員間の交流事業、市内国際交流グループとの協同事業及び支援等	

平成27年度 犬山国際交流協会 予算書

収入の部

(単位:千円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	説明
1. 会費	1,300	1,300	0	会費 個人400口×2,000円 家族15口×4,000円 賛助会員(法人等) 88口×5,000円
2. 補助金	4,295	4,295	0	運営補助金 4,295
3. 委託金	4,325	3,544	781	国際交流推進事業委託金 1,525 犬山国際観光センター自主事業委託金 900 青少年交流事業委託金 1,400 コミュニティ通訳育成事業委託金 500
4. 諸収入	3,001	3,001	0	語学講座受講料 2,950 預金利子 1 その他収入 50
5. 20周年特別積立金繰入金	2,000	0	2,000	
6. 繰越金	521	1,341	△ 820	
合計	15,442	13,481	1,961	

支出の部

(単位:千円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	説明
1. 会議費	310	310	0	総会 280 理事会 20 運営委員会 10
2. 受託事業費	4,325	3,544	781	国際交流推進事業 1,525 犬山国際観光センター自主事業 500 青少年交流事業 900 コミュニティ通訳育成事業 1,400
3. 自主事業費	6,437	5,657	780	補助・支援事業 220 語学講座開催事業 3,800 広報事業 291 特別事業 2,126
4. 事務費	4,320	3,920	400	人件費 4,000 旅費 20 需用費 100 役務費 70 備品購入費 120 負担金 10
5. 予備費	50	50	0	
合計	15,442	13,481	1,961	

犬山国際交流協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この協会は、犬山国際交流協会（INUYAMA INTERNATIONAL ASSOCIATION「IIA」と称す。）という。

(事務所)

第2条 この協会は、主たる事務所を愛知県犬山市松本町4丁目21番地に位置する犬山国際観光センター「フロイデ」内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この協会は、犬山市における多文化共生と国際理解の推進に資する事業活動を推進するとともに、犬山市内外の国際交流を担うボランティア団体と連携し、組織的な国際交流活動を展開することを目的とする。

(事業活動の種類)

第4条 この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業活動を行う。

- (1) 国際交流を推進する活動
- (2) 国際理解を深める活動
- (3) 多文化共生を図る活動
- (4) 情報発信と広報の推進を図る活動

(事業)

第5条 この協会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 犬山市受託事業 日本語教室開催、青少年交流育成事業、ニュースレター発行、国際交流員企画事業、多文化共生推進員企画事業など
- (2) 自主事業 ホームステイ支援事業、語学講座開催、人材育成講座開催、情報誌発行など
- (3) 所属ボランティア組織による活動
- (4) 連携団体との共同活動

第3章 会員

(種別)

第6条 この協会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 この協会の目的に賛同して入会した個人（家族会員を含む。）
- (2) 賛助会員 この協会の事業に賛助する法人等

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 会長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、次に掲げる年会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員（個人） 2, 000円
- (2) 正会員（家族会員） 4, 000円
- (3) 賛助会員（法人等） 5, 000円以上随意の金額

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この協会が定める会則、規程等に違反したとき。
- (2) この協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以下
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、会長の提案を受け、総会において選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの協会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、この協会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この会則の定め並びに総会及び理事会の議決に基づき、この協会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この協会の経理及び財産状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この協会の業務、経理若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は犬山市所轄部局に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認める場合には、総会を招集を請求すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの協会の経理若しくは財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は、通常総会までの2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の総会が終結するまで、その任期を延長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を割り込んだときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員が職務を執行するために特別な経費を要した場合は、それを弁償することができる。

(顧問)

第20条 協会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が理事会の推薦によりこれを委嘱する。
- 3 顧問は、協会の業務に関して特に重要と認める事項について、理事会に出席して意見を述べることができる。

(職員)

第21条 この協会に、事務局長及びその他の職員を置く。

- 2 職員は、会長が任免し、雇用契約を交わすとともに、別に定める待遇、服務規程等に従わなければならない。

第5章 総会

(種別)

第22条 この協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員及び賛助会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動費予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動費決算
- (6) 役員を選任又は解任
- (7) 会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員の5分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 正会員は、各々1個の表決権を有する。ただし正会員のうち家族会員及び賛助会員については家族で1個の表決権とする。

3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

4 前項の規定により表決した正会員は、第28条、前条第2項、第31条第1項第2号及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、会長、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

2 会長は、前項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この協会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第41条 この協会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する法律（平成10年法律第7号。以下「法」という。）に定める資産条項に準ずるものとする。

(資産の管理)

第42条 この協会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この協会の会計は、特定非営利活動に係る法第27条各号に掲げる原則に準じて行い、公

益性を遵守する。

(会計の区分)

第44条 この協会の会計は、通常会計と特別会計（基金を含む）で構成する。

(事業計画及び活動費予算)

第45条 この協会の事業計画及びこれに伴う活動費予算は、理事会が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じ、重要な変更を行う事態が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、総会開催が困難な場合には、会長の責任のもとで、理事会の決議をもって総会の議決に代えることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この協会の事業報告書、活動費計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、募金活動、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 会則の変更、解散及び合併

(会則の変更)

第52条 この協会が会則を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決及び犬山市所轄部局の認証を得なければならない。

(解散)

第53条 この協会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする活動に係る事業の成功の不能

- 2 前項第1号の事由によりこの協会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、犬山市所轄部局の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この協会が解散したときに残存する財産は、犬山市に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この協会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決及び犬山市所轄部局の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この協会の公告は、この協会の掲示場に掲示するとともに、犬山市広報に掲載して行う。

第10章 雑則

(雑則)

第57条 この会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

この会則は、平成24年7月7日から施行する

附 則

この会則は、平成25年6月15日から施行する。

犬山国際交流協会 会員案内

「犬山国際交流協会」に会員登録いただき誠にありがとうございます。

犬山国際交流協会は会員の皆様からの会費によって、ボランティアの活動、国際交流活動の展開、国際支援など様々な事業を行っております。

《会員特典》



○協会開催の語学講座に優先的に、会員価格で受講できます。

○各ボランティアが開催するイベントに会員価格で参加することができます。

○外国人のホームステイの受入等を実施した場合、助成をしております。

○協会主催の事業に参加することができます。

○その他様々な特典を企画しております。

《年会費》



個人会員 1口 2,000円

家族会員 1口 4,000円

法人会員 1口 5,000円

会員希望の方は、下記連絡先までご連絡いただきますようお願いします。

犬山国際交流協会とは・・・国際交流の推進組織として、市民の国際化への関心と理解を促進し、平等互惠の精神に基づき諸外国との教育・文化・スポーツ・産業等の親善交流、国際支援・協力を図るとともに、魅力ある国際観光文化都市の創造と国際平和に寄与することを目的としています。

協会の実行団体であるボランティアは、目的を達するため、精力的に活動を行っており、また、ボランティアグループの活動以外にも語学講座、国際理解講演、国際交流活動支援の実施など様々な事業を実施しています。

【連絡先】

犬山市松本町 4-21 犬山国際交流協会事務局（犬山国際観光センター内）

TEL 0568-61-1000 FAX 0568-63-0156 E-mail iaa@hotmail.co.jp

事務局 高木公彦、倉田たみ子、後藤律子